

富田林市市民公益活動推進指針

第 1 期実施計画

(平成20年度～22年度)



平成 20 年7月

富田林市

< 目 次 >

	ページ
はじめに	1
第1章 成果を上げている協働事例	2
(1) 市民の創意と情熱の反映 “第4次総合計画策定事業”	2
(2) 市民公益活動団体の専門性と当事者のエンパワメントが結合 “外国人市民のエンパワメント・社会参加促進事業”	2
(3) 市民の自発性が自己変革を促す “男女共同参画フォーラム「Be-in ひろっば」”	3
(4) 当事者だからできる子育て支援 “つどいの広場事業”	3
(5) 市民と協働し基本構想を策定 “交通等バリアフリー基本構想策定事業”	3
(6) 市民、市民公益活動団体、行政が協力して作った映画 “知らない二人”	4
(7) 手づくり市民大運動会 “市民スポーツフェスティバル”	4
(8) 地域ぐるみで子どもを守る “子どもの安全見まもり隊”	4
(9) ボランティアあってこそ “市民ふれあいまつり”	5
(10) みんなそろって石川へ “石川大清掃”	5
第2章 今後3年間を目途に実現すべき重点施策	6
1. 市民公益活動の支援方策	6
(1) 活動拠点の整備	6
(2) 情報公開の推進	6
(3) 新しい補助金制度の創設	7
(4) 団体事務局体制の見直し	7
(5) 団体・人材の育成	7
2. 市民との協働の方策	8
(1) 協働の実施	8
(2) 評価制度の確立	8
(3) 委託契約制度の検討	8
(4) 指定管理者制度の研究	9
3. 市民公益活動推進と協働のための体制強化	9
4. 市民公益活動推進と協働のための新しい課題への対応	9
第3章 協働を実りあるものにするための7つのポイント	10
その1. 共通の目標を明確にすること	10
その2. 市民公益活動団体と行政の特性をお互いに理解すること	10
その3. 協働を特定の形態に限定せず、事業に適した方法を工夫すること	11
その4. 徹底した説明と議論を行うこと	11
その5. 机上での計画ではなく現場感覚の計画を	11
その6. 必ず事業の対象者の立場に立った事業評価を行うこと	11
その7. 事業に関わる市民公益活動団体も市職員も市民としての自覚を	12
資 料	
富田林市市民公益活動推進指針第1期実施計画策定経過	13

はじめに

近年、社会経済状況が大きく変化し、地域社会の課題が複雑化する中で、市民が主体的に行う市民公益活動が注目され、平成 10 年の特定非営利活動促進法制定を背景に、地方自治体では市民公益活動支援及び市民と行政との協働が重要な課題となってきました。

本市では、富田林市市民公益活動推進懇談会を設置し、平成 17 年 8 月「富田林市における市民公益活動推進のための支援・協働のあり方と方策」が提言され、それを受け平成 18 年 9 月に「富田林市市民公益活動推進指針～市民とのよりよい協働のために～」(以下、「指針」という)を作成し、施策を進めてきました*¹。その後、平成 19 年 3 月「人権の実現を理念とした市民参加のまちづくり」をすべての施策に横糸として織り成しながら推進することをうたった「第 4 次富田林市総合計画*²」が策定されました。この富田林市市民公益活動推進指針第 1 期実施計画(以下、「実施計画」という)は、「第 4 次富田林市総合計画」を実現するために、狭義の NPO のみならず「地縁団体や既存公益団体も共につくる協働」を視野に入れ、指針を市民参加と協働の視点からさらに発展的に具体化することを目的としたものです。従って、この実施計画中の「市民公益活動団体」とは、狭義の NPO だけではなく地縁団体や既存公益団体も含まれています。

実施計画は特別な予算措置をするのではなく、できるだけ現状の予算の中で、既存事業の見直し、事業の優先順位の決定、市民とともに知恵を絞った工夫を通じて実現することを目指しています。

内容は、第 1 章 成果を上げている協働事例 第 2 章 今後 3 年間で実現すべき重点施策 第 3 章 市民と行政が協働を実現するための 7 つのポイント から成り立っています。

○実施計画の目的

富田林市市民公益活動推進指針の具体化

○実施計画の実施期間

概ね 3 年間(平成 20 年度から 22 年度)

○実施計画の実施主体

市民協働課を調整役として、各項目に関わる関係各課

○第 1 期実施計画実施後

3 年後には再度見直しを行い、第 2 期実施計画を策定する

*¹ この実施計画の前提となる市民公益活動の定義、協働の意味、富田林市における市民公益活動推進政策の体系等は「提言書～富田林市における市民公益活動推進のための支援・協働のあり方と方策」(平成 17 年 8 月)、「富田林市市民公益活動推進指針～市民とのよりよい協働のために～」(平成 18 年 9 月)をご参照ください。

*² 第 4 次富田林市総合計画＝総合計画とは地方自治法に基づき市の様々な分野の計画の最上位に位置する計画で、市の特性や課題に対応し、まちづくりの指針を示します。富田林市では、平成 19 年から 28 年までの 10 年間で展望して、第 4 次富田林市総合計画基本構想及び基本計画が策定されました。

第1章 成果を上げている協働事例

市民公益活動支援や協働のしくみがまだ十分に整っていない中で、現実の協働は様々な試行錯誤を通じて実施されてきました。その中から、成果を上げている数多くの市民と行政との協働事例の中から代表的なものを紹介することによって、今後行われるべき施策のヒントを得たいと思います。（ここで言う「協働」は市民参加（参画）も含んでいます。）

（1）市民の創意と情熱の反映 “第4次総合計画策定事業”

公募市民も参加した総合計画審議会は、22ヶ月間にわたり延べ24回開催という膨大な時間をかけて議論が行われましたが、多くの時間をかけて忌憚のない意見表明や活発な議論が交わされた結果、あるべき姿のイメージを共有し、新たな施策へと踏み込んだ答申が出されました。このような策定過程そのものが協働のひとつのかたちを具現化したものといえます。

また、公募市民だけの市民懇談会でも5ヶ月にわたり熱心な議論がなされ、当初は市民対行政という構図ではありましたが、回を重ねることで、市民同士がまちの将来を議論するというスタイルに変化していきました。最後には、参加者自身が執筆、編集を行い提言書がまとめられました。これも自立した市民活動のひとつの事例といえます。

（2）市民公益活動団体*1の専門性と当事者のエンパワメント*2が結合 “外国人市民のエンパワメント・社会参加促進事業”

この事業は、地域に住む外国人市民に対し、エンパワメント講座・地域企業等へのインターンシップ*3・相談事業などきめ細かな施策を実施することで、地元企業への就職など、外国人市民の自立と社会参加を進めることを目的に、市が市民公益活動団体に委託して実施した事業です。ここでは、市民公益活動団体がこれまでの事業によって培った地域の外国人市民との結びつきと信頼に基づいて対象者を募集し、市民公益活動団体として広げて

*1 市民公益活動団体＝市民の自発的、自主的、継続的な社会貢献活動で、不特定多数の者の利益の増進を図ることを主たる目的とする活動（「市民公益活動」）を行う団体。NPO（NonProfit Organizationの略）と呼ぶこともあります（「指針」より）。この実施計画では、市民公益活動団体に自治会などの地縁団体も含めています。

*2 エンパワメント＝人間が、自分に内在する力を引き出しながら、当事者として自分らしくいきいきと自己決定的に生きている状態が実現していること（社会福祉法人大阪ボランティア協会編「ボランティア・NPO用語事典」（以下「事典」）より）

*3 インターンシップ＝学生等が将来のキャリアに関連した就業体験を行う制度（事典より）

きた地域のネットワークを活用して地元の企業・市民公益活動団体などのインターシップ受け入れ先を確保しました。特徴的なのは“地域のエンパワメント”という視点で、講座の講師等もできるだけ地域で活躍する人をお願いし、結果として、外国人市民の自立と社会参加、地域の活性化という成果を上げています。

(3) 市民の自発性が自己変革を促す “男女共同参画フォーラム「Be-inひろっぴ」”

この事業は、平成2年に“おとこ&おんなフォーラム”として実施以来、平成12年度以降、分科会を市内の市民団体との協働事業として、業務委託という形式で実施しています。実施後は、開催記録として実行委員の編集で実施報告書を作成して市内公共施設に配置し、市民に配布しています。このフォーラムは、実施に至るまでの企画・運営・当日の進行等すべて市民公募の実行委員会方式により行い、市民自身が参加することによって、男女共同参画という課題を市民自身の課題として受け止め、市の行事へ参画する実感や達成感を得ています。

(4) 当事者だからできる子育て支援 “つどいの広場事業”

この事業は、主に乳幼児とその保護者を対象とし、親子が気軽に集える居場所を設定し、その交流を促す働きを担う拠点として、子育ての悩みや虐待などの問題解決への糸口となる機会を提供することを目的に、市から市民公益活動団体への委託事業として実施しているものです。決められたスタッフで決められたことを行う「配給型」の事業ではなく、人々がつながるよう働きかけ、人のつながりが新たな動きを作り出していく「相互作用・協働型」の事業です。当事者に近い市民公益活動団体が支援者になることで、利用者の主体性を高め、親としての力を引き出していくことが可能になると期待されています。

(5) 市民と協働し基本構想を策定 “交通等バリアフリー基本構想策定事業”

この事業は、鉄道駅舎をはじめ、駅周辺道路のバリアフリー化をめざした基本構想策定のため、協議会委員に、高齢者、障害者などの市民参加で進めました。

より市民の意見を反映させるに、アンケートの実施だけではなく、現地点検調査による問題箇所を抽出したり、意見聴取会により各施設への整備要望を聞きました。

施設管理者（公共交通事業者、道路管理者）と市民（利用者等）との協働を原則として策定を進めてきたことにより、行政の視点からだけでは気づきにくい問題点や、どの箇所

をどう整備したらよいかなど、様々な立場からの意見を聞き、共有することができました。

(6) 市民、市民公益活動団体、行政が協力して作った映画 “知らない二人”

この事業は、市民公益活動団体がやさしい日本語で外国人と話をしてもらうために作った「どないしたん？」という冊子を元に、公民館が「多文化共生^{*1}を映像作りから考える」講座を実施し、市民の手作りで映画を制作するというものでした。そして、出来上がった作品はDVD化し、同時に映画上映会を大阪府内、数箇所で開催しました。映画作りは、シナリオの作成から、ロケ地の確保、撮影・編集・上映活動など様々な仕事（役割）があり、行政、市民公益活動団体そして参加した市民がそれぞれに、得意な分野で役割を分担し、まさしく協働作業で作品を作り上げました。

また、映画制作を通して、対外国人だけでなく職業や立場の違う者同士が一つのことに取り組むことで、「多文化（異文化）理解」を身をもって体験することができました。でき上がった作品は、各地で多文化共生の啓発活動などに活用されています。

(7) 手づくりの市民大運動会 “市民スポーツフェスティバル”

この事業は、市民の健康・体力の向上とコミュニティー意識の高揚を図り、スポーツ・レクリエーションの普及振興を目的として、毎年1回市民が一堂に集まって、市内にある17の小学校区対抗で行う大運動会です。

また、この事業では地域の町総代・自治会長、各町会・自治会から推薦された地区委員、学校並びに学校関係者（PTA等）、地域の各種団体の方々のご協力、参加者の募集、エントリー表の作成などの事前の準備、当日の地区の運営まですべて地域住民の手作りで行っており、この事業を通じて地域住民の「交流」や「人と人とのふれあい」がさらにひろがっています。

(8) 地域ぐるみで子どもを守る “子どもの安全見まもり隊”

子どもたちの登下校時等における安全を確保するため、各小学校の保護者、自治会、老人会等の地域の方々の協力を得て、平成17年度2学期より、市内の全16小学校区にお

^{*1} 多文化共生＝国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと（総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」より）

いて“子どもの安全見まもり隊”が活動を行っています。

「自分たちの子どもは自分たちで守る」、そして「子どもは地域の宝である」という認識のもと、ボランティアで参加している見まもり隊活動の登録者数は、平成20年6月現在で、約3800名に増えています。

現在、自治会等が当番を決めて継続した取組を行っていただいているところが増加しており、「防犯」という目的のみならず、世代を越えた「地域のふれあい」という点でも成果を上げています。

(9) ボランティアあってこそその“市民ふれあいまつり”

この事業は、公募の市民ならびに市民公益活動団体の会員で構成する実行委員会が、あらゆる市民を対象にして、市民が憩い・ふれあい・集う場をつくるために、昭和60年を第1回目とし、多くの市民と市民公益活動団体、市が協働して継続的に実施しているものです。

市民が主体となる催しとして、企画・立案・準備・実行までを市民が中心となって担うことで、市民や市民公益活動団体間の交流が促進され、お互いのつながりを強くし、引いては地域コミュニティ意識の醸成にもつながっています。

近年、人と人がふれあう場が減ってきている中で、まつり当日の「ふれあい」のみならず、実施する主体の「ふれあい」も大切にし、次のそれぞれの活動に生かすことができます。

(10) みんなそろって石川へ“石川大清掃”

この事業は、石川や支流の佐備川、千早川、宇奈田川の河川清掃で、実施回数も昭和59年の第1回から25回を数え、この間、のべ14万人を超す市民が参加し、2,265トにも及ぶ不燃ゴミが収集されています。

石川大清掃は、本市の多方面の市民団体で構成される「石川を美しくする市民運動協議会」を中心に取り組みされており、また事業者や企業などにも広く参加・協力を求めています。市民がみんな協力して石川を美しくしようというこの取り組みは、単に市内の河川をきれいにしたという事だけでなく、環境問題に対しての市民意識の向上のみならず、市民活動の発展にも寄与しています。

第2章 今後3年間を目途に実現すべき重点施策

ここでは、「指針」、「第4次富田林市総合計画」、「市民公益活動推進と協働のための市民会議*1」、市内組織の「市民公益活動推進本部」の議論を踏まえ、それぞれの課題について、3年間を目途に実現すべき重点施策を示します。

1. 市民公益活動の支援方策

(1) 活動拠点の整備

まず、市民公益活動支援センターを市民公益活動支援のために市民が主体的にかかわれる施設として、整備・活用していく必要があります。そのために、それにふさわしい運営形態をとり、市民公益活動支援・協働を推し進める事業の展開をめざします。

<具体的な施策>

- ①市民公益活動支援センターの管理・運営に指定管理者制度*2・業務委託などの導入を検討し、市民の主体的な運営と活動拠点としての活性化をはかります。
- ②市民公益活動支援センター運営委員会を発展させた団体相互ネットワーク（中間支援組織）をつくります。
- ③市民公益活動支援センターのウェブサイト*3を作成し、センターニュースの定期発行を行います。
- ④市内の公的施設相互の情報交換、利用手続き代行などを通じて、市民公益活動支援センターと他の公的施設との相互利用など連携の強化を行います。

(2) 情報公開の推進

情報公開条例・パブリックコメントなどにより、市の情報を積極的に開示するとともに、様々な市民公益活動団体の情報を市民に広くアピールし、その活動を社会的に広く周知する必要があります。

<具体的な施策>

*1 市民公益活動推進と協働のための市民会議＝平成18年7月、市民公益活動及び行政と市民との協働を推し進めるための施策に幅広い観点から市民の意見を反映させるため設けられた審議機関。学識経験者、市民公益活動団体の代表者、公募市民、その他市長が適当と認める者の7名以内で構成されています。委員の任期は2年。

*2 指定管理者制度＝平成15年の地方自治法改正によって、これまで公共団体か公共団体が出資している法人でかつ政令で定めるものに限られていた公の施設の管理を、地方公共団体が公の施設の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、その地方公共団体が指定する団体に当該施設の管理を行わせることができるようにした制度。民間企業や市民公益活動団体もその対象となります。

*3 ウェブサイト＝インターネットに接続されるホスト・コンピューターの中にあるワールド・ワイド・ウェブ（WWW）上の情報を登録する場所。その入り口（最初のページ）がホームページ。

- ①市ウェブサイト・広報による市民公益活動団体の団体情報・活動情報の提供を行います。
- ②市民公益活動団体の団体情報・活動情報の掲示板を各公共施設・ショッピングセンター等に設置します。

(3) 既存の補助金制度の見直しと新しい補助金制度の創設

平成16年度富田林市「市民公益活動に関する団体調査」(地縁団体・既存公益団体を除く)で、回答団体の61%が「活動資金が不足している」、43%が「財源に安定性・継続性がない」、45%が「自己財源がない」と回答しているように、市民公益活動団体にとって、活動財源の確保は大きな課題となっています。一方、地方財政が厳しい中で新たな補助金制度創設は困難な面もあり、市民公益活動推進と協働の立場から従来の補助金制度を見直し、市民の寄付も活用して、事業内容に着目した新しい補助金制度の創設を検討します。

<具体的な施策>

- ①市民公益活動団体が提案した事業内容に着目した、新しい事業提案型補助金制度を創設します。

(4) 団体事務局体制の見直し

市民公益活動団体の自立と協働の観点からすると、団体の事務局を行政が担うことは様々な弊害があります。またそれは、一種の補助金ではないかという批判もあります。団体の事業を精査する中で、団体事務局制度の必要性を見直し、できるだけ団体の自立を促します。また、人材やノウハウ不足で事務局機能を担うことが困難な団体については、市民公益活動支援センターの業務の一環として団体事務局代行業務の実施を検討します。

<具体的な施策>

- ①団体事務局制度の必要性を各団体の事情を考慮して見直します。
- ②市民公益活動支援センターで団体事務局機能代行の実施を検討します。

(5) 市民公益活動団体・人材の育成

市民公益活動団体の発展、活動の継続のためにその育成が重要な課題ですが、市民公益活動支援センターでの事業展開とともに、市各部署で実施されている様々な講座などにも市民公益活動団体・人材育成の視点を盛り込みます。

<具体的な施策>

- ①市民公益活動支援センターでの市民公益活動団体・人材育成関連講座を充実します。
- ②富田林市各部署で実施されている講座の内容やその開催形態に市民公益活動支援・協働の視点を盛り込みます。

2. 市民との協働の方策

(1) 協働の実施

市民と行政の協働を実施するためには、そのためのポイントや必要な情報を相互が共通認識としてもつ必要があり、それをわかりやすく解説したマニュアルが必要です。また、審議会等への市民参加も計画段階からの協働を進めるために重要です。

<具体的な施策>

- ①協働事業実施マニュアルを作成します。
- ②審議会等への公募による市民参加の原則の周知徹底とそのしくみづくりを行います。

(2) 評価制度の確立

協働の実施にあたっては、その事業を評価する客観的基準と評価を実施するしくみが必要です。また、「協働」を市の業務の行政評価の基準の一つにすることも協働を推進する上で有効です。

<具体的な施策>

- ①市職員以外の委員も採用し、協働事業評価委員会を設置します。
- ②協働事業評価基準を作成します。
- ③行政評価システムにおいて「協働」が評価ポイントになるようなシステムをつくります。
- ④評価基準や評価の結果は市民に公開します。

(3) 委託契約制度の検討

委託契約は協働の重要な一形態ですが、業者指名登録制度は営利企業を主な対象として作られており、市民公益活動団体との委託契約はほとんど想定されておらず、市民公益活動団体との協働を十分に活かしきれない問題点があります。一方、委託契約は地方自治法により法的な制限が設けられており、法との整合性も慎重に検討する必要があります。

<具体的な施策>

- ①市民公益活動団体も視野に入れ業者指名登録制度を改善します。
- ②市民公益活動団体との協働事業を想定した契約書の様式など、委託契約基準を作成します。また、市民公益活動団体との協働事業における間接経費に対する考え方等を整理します。
- ③市民公益活動団体との委託契約を、*1地方自治法施行令第 167 条の 2（随意契約）に位置付けられるかどうか検討し、その基準（ガイドライン）を作成します。
- ④財政的に脆弱な市民公益活動団体との契約における部分払い・前払い・概算払い等の基準を検討します。

(4) 指定管理者制度の研究

*1 地方自治法施行令第 167 条の 2 = 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合を上げた条項。それぞれの条項が具体的にどのような場合に当てはまるかが問題になります。

指定管理者制度を市民公益活動推進と協働に活かしていくための研究が必要です。

<具体的な施策>

- ①市民公益活動支援・協働の視点から、市民公益活動団体が指定管理者として担うにふさわしい施設の研究を進めます。
- ②上記の施設の管理者選定基準を検討します。

3. 市民公益活動推進と協働のための体制強化

これまでつくり上げてきた推進体制をより強化し、それぞれが連携して有機的な事業展開をしていくとともに、職員の資質の向上と、法整備を進めていきます。

<具体的な施策>

- ①「市民公益活動推進と協働のための市民会議」と市内組織「市民公益活動推進本部」の共同会議開催などによる市民と市の連携を密にし、推進体制を強化します。
- ②市職員の市民公益活動への理解と、市民の市への理解が相互に進むような対話型研修を実施します。
- ③市職員の市民公益活動への参加を通じて、人材育成が行われるしくみを検討します。
- ④市民公益活動推進・協働・市民参加の観点から、法律との関係も含めて現行例規を総点検し、市民の意見の公平な反映という点に配慮しつつ、可能な限り市民参加の機会を創出します。

4. 市民公益活動推進と協働のための新しい課題への対応

指針で提起された「地域性を活かした施策の展開」、「地縁団体や既存公益団体もともに協働」という新しい課題に対応するために、次のことが必要です。

<具体的な施策>

- ①狭義の市民公益活動団体だけでなく、広く地縁団体や既存公益団体も含めた市民公益活動団体を対象とする部署を設置して、その有機的な連携をめざします。
- ②市民公益活動団体の幅広い連携を通じて一定の地域（例えば小学校区や中学校区）ごとに地域住民全体で地域課題に取り組むことができる「地域市民協議会」のような、住民組織の設置について研究します。
- ③市がそれぞれの地域との連携を強め、それぞれ異なった地域課題に機敏に対応できるよう地域担当職員の配置などについて研究します。
- ④市民公益活動支援、市民参加、協働の方向性を全体的・継続的に担保する総合的法整備として、市民参加と協働を推進していくためのしくみに関わる条例について研究します。
- ⑤地域の大学等教育機関とも積極的に連携し、協働事業を展開します。

第3章 協働を実りあるものにするための7つのポイント

最後に、市民・行政がともに協働を実りあるものにするために 7 つのポイント*1を示します。もちろんこれですべてを網羅しているわけではありませんが、協働事業の検討の際に留意してください。

その 1. 共通の目標を明確にすること

「協働」とは、「行政、市民公益活動団体、事業体、地域組織、議会など複数の異なる組織が、それぞれの得意分野や特徴を活かし、お互いの存在意義を認識し尊重し合い、対等の立場で、共通する課題の解決や目的達成のため、協力して『まちづくり』を進めていくこと」(指針 P6. II. 1. 協働の意味)です。

それぞれの特性を活かし、目的に向かう手法は違うとしても、共通の目標を明確に持つことが大切です。その場合、協働事業によって何を実現するかという将来像を具体的な目標として設定することが特に重要です。そのことによって、協働事業の客観的評価も可能になります。これがあいまいになると「(行政にとって) 安上がりに事業が実施できる」「(市民公益活動団体にとって) 市から財政支援が得られる」など、両者の利害や思惑に左右される関係になってしまいます。

その 2. 市民公益活動団体と行政の特性をお互いに理解すること

性格の異なるもの同士が、それぞれの長所を活かし協力するには、相手をよく理解するよう努めなければなりません。

一般的に市民公益活動団体には、地域社会の課題に取り組んでいく「自発性」「チャレンジ性」、地域生活に密着して横断的なサービスを提供する「総合性」、地域に貢献することを通じての「自己実現の重視」、自分たちが直面している課題を仲間とともに解決していく「当事者性」など、企業や行政にはない特性があります。また、個別の団体が持っている特徴や独自のノウハウなども十分に把握する必要があります。

一方、行政には、「税金による運営」「公平性」「全体性」「行政情報の集中」「法の下での行動」「手続き重視」などの特徴があり、相互の特性と立場を理解し尊重して協働を進めることが大切です。もし相手を「知らない」ならば、お互いに「知る努力」をすることは不可欠です。

その 3. 協働を特定の形態に限定せず、事業に適した様々な方法を工夫すること

*1 7 つのポイント＝この内容は、千葉県我孫子市の職員向け冊子「NPO との協働を実りあるものに」を参考に市民と市職員が協働をするにあたってともに考えるべきことを整理したものです。

市民と行政の協働の基本は、税金を使った行政の仕事と、税金を使わない民間活動との連携です。その形態には、後援、補助金交付、共催、実行委員会、事業協力、情報提供、委託など様々なものがあり、決まったモデルや基本形があるわけではありません。また、直接「一緒にやらない協働」という関係も存在します。それぞれの特性を活かして、目標を効率的に実現するために、どのような形態で協働事業を実施するかについて十分な検討が必要です。「一緒にやらない協働」の場合は、相手がやりやすいように「サポートする」ということとなります。

協働は自立したもの同士の間で成り立つ関係です。決して「もたれあい」にならないように注意し、それぞれの協働事業の中で、市民公益活動団体と行政とが責任や権限をどのように分担するかを常に明確にしておく必要があります。

その4. 徹底した説明と議論を行うこと

協働事業の実施にあたっては、目標、相互理解、事業形態等について、徹底した説明と議論が必要です。それらをあいまいなまま事業を進めると、途中で様々な不一致と障害に遭遇します。「金を出しても口を出さない」ことが、市民公益活動団体にとって良い行政だという誤解が一部にあります。税金を支出する以上、行政はそれが適切に使われるよう最善の努力を行い、その結果について説明する責任を、納税者全体、主権者である市民全体に対して持ちます。「口を出す」のも行政の責任です。ただし、行政は一方的な押し付けではなく、対等なパートナーとして相手の自主性を尊重した態度が必要です。そのために、例えば委託事業の場合、行政からの指示事項と、市民公益活動団体の自主性や創意工夫に任せる部分を、契約の中に明確にしておくことも大切です。

その5. 机上での計画ではなく現場感覚の計画を

協働事業を企画する場合、ともしれば理想に走って現実的ではない計画を立ててしまう可能性があります。協働事業の計画はあくまでも現場主義で、予算や人員配置など現実的な計画を立案しましょう。

その6. 必ず事業の対象者の立場から事業評価を行うこと

協働事業を行った後は必ず事業評価を行う必要があります。この場合、市民公益活動団体と市の2者だけの関係ではなく、1. で述べた共通の目標に従って事業の対象になる相手の立場からの評価が重要です。仮に市民公益活動団体と市が、お互いに両者の関係に満足していたとしても、働きかける相手から評価されていなければ、それは自己満足にすぎません。

また、事業評価の内容は必ず記録し、次の事業に活かすことも重要です。

その7. 市民公益活動団体も市職員も市民としての自覚を

1. の協働の定義でもあるように、協働はよりよい『まちづくり』に向けた市民全体に向けた取り組みです。「第4次富田林市総合計画」においても、様々な市民が行政活動に参加することと、市職員が市民意識を理解し、積極的に市民公益活動に参加することを求めています。事業に関わる市民公益活動団体や市職員が富田林市民としての自覚を持ち、協働を通じて富田林市全体をよりよいまちにしていくという方向性を常に意識することが大切です。特に、市職員はタテ割り意識を払拭し、自分の担当する仕事以外の話になっても誠意を持って対応する必要があります。行政内部の連携はその職員自身の仕事です。職員は財源不足だけを理由とせず、事業の優先順位を十分理解し、説明しなければなりません。

富田林市市民公益活動推進指針第1期実施計画策定経過

平成19年

- 6月4日(月) 推進本部員に研究会員の推薦依頼
- 7月9日(月) 研究会員の決定
- 7月12日(木) 第1回研究会
基調講演「研究会の意義と課題について～市民から期待されるもの～」
講師 久隆浩近畿大学工学部教授
今後の研究会の進め方について
- 8月2日(木) 第2回研究会 研究会の目的と内容を共有するためのワークショップ
- 8月21日(火) 第3回研究会 指針を具体化するための計画の項目の検討
課題別分担(班)を決定
- 9月3日(月) 第4回研究会 班による課題の検討整理
- 9月25日(火) 第5回研究会 班による課題の検討整理・中間報告まとめ
- 10月18日(木) 第6回研究会 ①研究会の中間報告について
②市民公益活動推進と協働のための市民会議委員との
意見交換会
- 11月19日(月) 第7回研究会 指針第1期実施計画の基本的な内容の検討
- 12月25日(火) 第8回研究会 指針第1期実施計画の基本的な項目及び内容の検討

平成20年

- 1月24日(木) 第9回研究会 指針第1期実施計画素案の検討
- 2月8日(金) 第10回研究会 指針第1期実施計画の素案の修正と検討
- 2月19日(火) 第11回研究会 指針第1期実施計画研究会案の検討・決定
- 3月10日(月) 市民公益活動推進と協働のための市民会議にて意見聴取
- 3月18日(火) 市民公益活動推進本部幹事会 指針第1期実施計画研究会案の検討
- 3月19日(水) 市民公益活動推進本部会議 指針第1期実施計画研究会案の検討
- 5月23日(金) 市民公益活動推進本部幹事会 指針第1期実施計画修正案の検討
- 5月29日(木) 市民公益活動推進本部会議 指針第1期実施計画修正案の検討
- 7月7日(月) 市民公益活動推進本部会議 指針第1期実施計画再修正案の検討
推進本部案の決定